

## はじめに

2013年(平成25年)9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」(平成二十五年法律第七十一号)は、全ての学校において、複数の教職員と外部専門家等からなる常設のチームがいじめの未然防止・早期発見と具体的な事案への対処を担い、また、年間を通じたいじめの防止プログラムを実行して、いじめの起きにくい、いじめを起こさせない学級・学校づくりを行うなど、米国や英国等の諸外国の優れた仕組みを参考に我が国の先進的な地域の取組も加味して立案された、世界で最も充実した対策法となっています。

また、その内容は、法律に基づき定められた国の基本方針たる「いじめの防止等のための基本的な方針」(平成25年10月11日 文部科学大臣決定)において、詳細かつ具体的な記述をもって示されるところとなりました。

しかし、法律の施行後も報告されている痛ましい事件等を踏まえる時に、上述のような、従来のいじめ対策を抜本的に改善する新しい法制度の意義が十分に教育関係者を始めとする社会において理解されるに至っていないのではないか、何よりも、今この瞬間にいじめにより苦しんでいる子ども達に、近い将来にその救いを実現する方策の光が現実的な希望として届いていないのではないか、との危惧を抱かざるを得ません。

特に、いじめ対策の中心となる教育委員会などの学校の設置者や学校の教職員が新たな法的責務の上にもどのような対策を講じる必要があるのか、また、社会的な複合問題でもあるいじめ問題に適切な対策を講じるために各専門家とどのような連携を確保すべきなのか、更には、全ての学校や教育委員会のホームページで公表されることとなるいじめ対策の詳細などを通じてその対策への積極的な参画が期待される保護者における理解の普及など、あるべき対策の実現のために社会の総力を挙げた取組が急がれます。

他方、適切な対策の実現には法制度についての正確な理解が前提となりますが、法律の施行以来、本法に関してはこれまで全条文解説と銘打った書籍を含めてその内容について説明を試みて頂いているところですが、その多くは(議員立法という性質のためか)、残念ながら、法制度についての深い理解を前提としていないと思われるもの、あるいは、基本的な事項を含めて誤解と思われる部分が散見されるものとなっています。

本法について、法案策定の与野党協議及び国会質疑並びに附帯決議案の

起草を通じてその全論点にわたる検討と解決策の策定を担い、さらに、上記の国の基本方針の策定にも関与した立法者として、本法に基づく法制度の全体について具体的かつ詳細な説明を行う逐条解説の必要性を痛感するところとなっていました。

本書は、こうした問題意識のもと、法律の条文ごとにその趣旨や内容、求められる対策の在り方について詳細な記述を行い、また、関連する国の基本方針の該当箇所についても解説を施しており、「法律の逐条解説書」であると同時に「国の基本方針の解説書」としての意義も有しています。

本書の活用により、各地域及び学校における基本方針の策定や組織・機関の設置などに役立てて頂き、どこの学校のどの児童生徒にも起こり得る、学校教育永遠の課題であるいじめに対して、しかるべき最大限の対策を講じて頂くことにより、いじめから児童生徒の生命・尊厳を守って頂きたいと願うところです。

また、こうしたいじめ対策の取組を通じて、豊かな人権尊重社会の発展に資することを期待致します。

結びに、本法の成立に当たり尽力された全ての与野党の国会議員、いじめ事件の御遺族や被害者並びにその支援者の皆様、教育関係者、各分野の有識者、衆参各議院法制局、衆議院調査局・参議院調査室、国会図書館、文部科学省を始めとする関係省庁の方々に深い敬意を表させていただきます。また、本法の趣旨を体現する国の基本方針を策定して頂いた「いじめ防止基本方針策定協議会」の委員の先生方に心よりの敬意を表させていただきます。

本法の成立に当たっては、時には霧の中に方位を示す山の頂や荒波の中に寄るべき岸辺を求めるような状況にも遭遇しましたが、いじめから救えるはずのかけがえない児童生徒の生命・尊厳を救いたい、救わなければならないとの信念と情熱に基づく多くの方々の献身的な取組により、立法として結実することができたものと理解しています。心からの深い敬意と感謝の念に堪えません。

2014年1月24日  
一人の父親として迎えた第186回国会(常会)の召集日に  
参議院議員 小西洋之